

閱覽用

令和元年 第6回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和元年 6月5日
神崎市農業委員会

令和元年 第6回神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年6月5日(水) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 2名

傍聴者 1名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	欠
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	欠

4 議事日程

(1) 日程第1 議事録署名委員の指名

4番 野田 豊委員 5番 八谷 敏委員

(2) 日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

(3) 日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による2a未満の農業用施設の承認申請について 1件

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第5号 非農地証明について 1件

- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画 所有権設定関係について 1 件
- 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画 利用権設定関係について 39 件
- 議案第 8 号 農振除外申請に伴う事前審査について 6 件
- 議案第 9 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について 1 件
- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について 22 件

5 説明のため出席した職員

(1) 農業委員会事務局

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次
農政農地係 主事 藤原 碧

(2) 農政水産課

農業水産振興係 主事 山田昇平

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。

令和元年 第 6 回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長のご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

おはようございます。

本日は、皆様方、貴重な時間を割いていただきまして、また、農作業関係が大変忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。

只今から、令和元年 第 6 回神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は 11 名です。

欠席届が3番 城野委員、13番 吉浦副会長より提出されています。
定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、4番 野田委員と5番 八谷委員を指名します。

よろしくお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による2a未満の農業用施設の承認申請について 1件

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第5号 非農地証明について 1件

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権設定関係について 1件

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 39件

議案第8号 農振除外申請に伴う事前審査について 6件

議案第9号 農業委員会事務の実施状況等の公表について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 22件

以上、9議案の58件と、1報告の22件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町尾崎 字〇〇 〇〇番、〇〇番の畑2筆の8, 211㎡と、農地以外の6筆52, 620.14㎡を一体利用した合計60, 831.14㎡です。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和元年12月31日の完了予定です。

権利の内容は賃借権の設定で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分については、申請地は「中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であることから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などは2ページと3ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図があり、行政庁などとの必要な事前協議は全て行われていて、排水処理や被害防止についても、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われま

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の4番 野田委員のご意見を
願います。

4番 野田委員

【地区担当委員の意見】

4番の野田です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

私も、事前に申請相談を受けて、5月7日に、市役所の建設課2名、地区の区長、
地権者、土地調査士、と私の6人で、現場調査及び境界確認調査に立会いました。

また、5月31日には、地区担当の推進委員とともに現場調査を行い、申請者に現
地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、先ほど説明がありましたが、
農地区分で第2種農地となる生産性の低い農地であり、中山間等に存在する農業公共
投資の対象となっていないため、今回の事業の目的に適している土地であります。

また、事業内容についても適切に計画されていて地区の評議委員会による決裁、そ
して、地区関係者の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく願います。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員 挙手)

議 長

12番真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番 真島です。

今回の案件ですが、あらためて聞きますが、申請者が貸付人、借受人ともあります
ので、あくまで土地の賃貸借契約なんですね？

所有権の移転ではないんですね？

事務局

はい、そうです。

議 長

よろしいでしょうか。

(委員了解)

(2番 末吉副会長 挙手)

議 長

2番 末吉副会長どうぞ。

2番 末吉副会長

2番 末吉です。

貸付人、借受人とのことですが、これは土地を借るんですか？ それとも地上権だけですか？

土地は貸付人さんで、地上権だけを設定すると・・・

事務局

はい、そのとおりです。

議 長

よろしいですかね。

(委員了解)

(9番 森田委員 挙手)

議 長

はい。9番 森田委員どうぞ。

9番 森田委員

9番 森田です。

現地は、元は〇〇ということですが、〇〇にされる時には、もう農地ではなかったということですか？

申請は、〇〇にされる時に一回してあると思いますけど・・・

事務局

お答えします。

今回申請の農地地目については、以前、〇〇事業目的の一時転用許可を九州農政局の許可を受けられ、事業をなされております。

その後、事業完了後には農地へ復元され、平成26年度に農地への復元が認められております。

9番 森田委員

現在は農地として、何か、畑地か何かにして、利用されていたということなんですかね？

事務局

お答えします。

その後は、所有者の方で、果樹かなにか、実を採取するような樹木を植えて営農をされていたことを確認しております。

議長

よろしいですかね。

(委員了解)

(7番 樋口委員 挙手)

議長

7番 樋口委員どうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口です。

あらためての質問ですが、2ページの申請地位置図ですね、申請地は計画地の西側の2筆ということですよ？今回の対象地は、全部が農地ではないんですよ。

全体を見て話をすると、おかしい話になりそうなので。

我々の審議は、農地だけするんですよ？

事務局

はい。

一応、計画図を3ページに付けておりますが、今回は、農地としての申請に関しましては、委員がおっしゃるとおり、計画地の西側の1筆と、あと南側にもう1筆、位置図に太線で表示してあると思うんですけど、その2筆が農地ということで申請されております。

今回の計画の中で、農地とその他の山林、雑種地などが一体的に利用されたものがありますので、そのことも含めまして、この位置図でもって表しております。

全体の計画の中で、この農地2筆を適切に利用してあるかということ、ご審議いただきたいと思います。と思っています。

7番 樋口委員

だから、転用理由のところに「〇〇跡」と書いてありますけど、先ほどの質疑でも言われましたが、ここは〇〇跡じゃなくて、元々農地だったんでしょ？

そして放棄地だったんでしょ？ここは。

事務局

まあ、一応、放棄地ではなく、農地復元後に果樹などを植栽されて、栽培しようとしていたもので、農地と確認しておったところですよ。

7番 樋口委員

だから、農地であるということですよ。 わかりました。

事務局

はい、よろしくお願いします。

議 長

よろしいですかね。

ここについては、私も、先日事前確認の際に参りました。

農地の場所を確認したところ、果樹などをされていたようでしたが、地権者さんより、イノシシなどの被害が頻発して営農できなかつたとありまして、確かにイノシシが出てきそうな場所であったし、箱わな？ですか、檻みたいなものが設置されていたのを見かけました。

こういう所で農業するというのは大変なこっちゃと思いましたが、そういう思いを受けました。

議 長

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。

おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請の受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可することとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

議 長

次に、議案第1号、受付番号2番について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

議案第1号、受付番号2番について説明します。

受付番号2番の申請地の所在は、神埼町本堀 字〇〇 〇〇番と〇〇番の田2筆の2, 411㎡と、宅地287.93㎡一体利用した合計2, 698.93㎡です。

転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和2年3月31日の完了予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり農地区分については、申請地は「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満である」ことから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などは3ページと4ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員

【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。

第1号議案の受付番号2番の申請は、私の担当地区ということになります。

申請内容については、事務局の方より説明があったとおりです。

私も、この申請のお話を聞いてから、地区担当の推進委員とともに、申請者に現地の状況や転用の内容などを確認いたしました。

それと、地区の区長さん、生産組合長さん、それと現在作付けされていませんが、以前の耕作者の方ともいろいろお話しさせていただきましたが、申請地は、農地としては住宅地の中にあるということもあり、水掛や排水の状況も悪く、機械の大型化に伴い非常に農作業がやりにくいという状況であったということでした。

そういうこともありましたので、申請地は、今回の事業の目的に適している土地だと思われ、今回の計画については、申請者が地区からの要望にも適切に対処していただけるといったことをお聞きしておりますので、問題は無いかと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。

受付番号2番について、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。

おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請の受付番号2番について、許可す

ることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可することとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

次に、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町本堀 字〇〇 〇〇番の田1筆の37㎡です。

転用の目的や理由、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和2年3月3日の完了予定です。

申請地については、農振除外確認済みで、平成23年12月に決定済みであり農地区分については、申請地は「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満である」ことから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などは7ページと8ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われま。

申請地は、先ほどご審議いただいた第1号議案の受付番号2番の申請地の隣接地で、申請者の宅地に隣接した土地となっております。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見を
願います。

5番 八谷委員

【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。

第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区で、先ほどの第1号議案の受付番号2番の申請とだいたい似たような申請で、隣接地での〇〇計画に伴い、住宅所有者の住宅の出入口などが手狭だということで、それに併せた形で〇〇申請になっておりますので、この申請についても、事業目的に適していると思われ、地区の同意もありますので、問題は無いかなと思っておりますので、みなさまのご審議をよろしく願います。

議 長

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。

おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 農地法第4条第1項第8号 2 a 未満の農業用施設の承認申請)

議 長

次に、議案書の9ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第4条第1項第8号の規定による2 a 未満の農業用施設の承認申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に説明】

はい、議案第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町尾崎 字〇〇 〇〇番と〇〇番の田2筆の9.89㎡です。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、完了は令和元年8月30日の予定です。

申請地は、農振除外は決定済みで、農地区分は「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満である」ことから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などは10ページと11ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われまます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第3号、受付番号1番について、地区担当委員の4番 野田委員のご意見をお願いします。

4番 野田委員

【地区担当委員の意見】

4番の野田です。

第3号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区で、尾崎の土生地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。

私も、5月31日に地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、申請者の家に隣接しており、現状、非常に不便を感じている状況とのことであり、この申請は、事業目的に適した土地だと思われ、周囲の営農に支障は全く無いということで、地区の同意もありますので、問題は無いと判断いたします。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第3号、農地法第4条第1項第8号の規定による2a未満の農業用施設の承認申請の、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(第4号議案 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の12ページから13ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。
受付番号1番から6番までを、一括して審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第4号を議案書を基に一括して説明】

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

受付番号の1番から5番は、所有権の移転であり、6番は賃借権の設定となっております。

申請理由などは記載のとおりで、申請地の位置図を14ページから18ページに添付しています。

これらの申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしていて、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま

す。なお、受付番号2番と6番は関連する申請であり、農地法の特例を適用し、同一の農事組合法人に所属する構成員同士で所有権移転を行うため、譲受人から再度法人への貸付を必要とするものです。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(8番 國部委員 挙手あり)

議長

8番 國部委員よりどうぞ。

8番 國部委員

8番國部です。

議案書の「対価、賃料等の額」の欄ですけど、貸す場合は、賃料がたぶん1反あたりの額だろうとわかるんですが、売る場合には1反あたりの額だと見ていいんですかね？

事務局

すいませんが、1反あたりと見ていただいてよろしいでしょうか。
次回から項目に「1反あたり」と明記させていただきます。
わかりづらくて、申し訳ありませんでした。

議 長

よろしいですかね。

(委員了解)

議 長

他に質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請の受付番号1番から6番までについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第5号 非農地証明)

議 長

次に、議案書の19ページをお開きください。

議案第5号、非農地証明について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第5号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第5号、非農地証明について説明いたします。

非農地証明は「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請

された事案の現地調査や事実確認などを行った上で総会にて審議します。

受付番号1番、申請地の所在は、千代田町崎村 字〇〇 〇〇番の畑10㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

位置図と現地状況の資料を20ページ、21ページに添付しております。

摘要欄に記載しておりますが、申請地は、農振除外済みで、農地区分は「宅地の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」で第3種農地であり、長年周辺の営農に支障無く使用されていて、地区の同意も得られており、課税の状況も含めて、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準に適合しております。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第5号、受付番号1番については、私、西村の担当地区ですので、地区担当委員の意見を申し上げます。

1番 西村会長

【地区担当委員の意見】

1番の西村です。

第5号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況を確認しました。

申請地は長年、農地以外の目的で活用されており、周囲に支障が無いよう管理されております。

地区の同意もありますので、非農地証明に該当すると思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員 挙手)

議 長

はい、真島委員どうぞ

1 2 番 真島委員

1 2 番の真島です。

添付写真で見る限り、ここは〇〇ですか？ 雑種地ではないかと思いますが。

これでも、法務局で〇〇と認めてもらえるもんですかね？

事務局

お答えします。

申請地は、隣接の〇〇と一体的に長年活用されておりました。

しかし、添付資料をご覧のとおり、近年に〇〇されているのでこのように見えますが、〇〇があったことは税務課の方においても確認しております。

申請地は一体で、〇〇として売買される予定であると伺っております。

なお、先ほど説明しましたが、申請地の課税状況は20年程度、〇〇で課税されていたことをあらためて確認しております。

以上です。

1 2 番 真島委員

けれども、現状が雑種地のようですから、やっぱり雑種地にしかならないんじゃないですかね。

2 番 末吉副会長

私から、よろしいですか。

一応、〇〇が建っていた土地について、〇〇を解いた後は〇〇はそのままです。課税も〇〇のままです。

それを雑種地にするということになれば、自分で法務局にもっていかんばことになる。これは〇〇じゃなく雑種地ですからと。課税上は、あんまり、おそらく金はかわらんと思うですもんね。

以上です。

1 2 番 真島委員

そうですか。 よかです。

その事ば、前もって説明してくるっきよかったばってん…わかりました。

議 長

よろしいでしょうかね。

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第5号、非農地証明の受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認します。

(議案第6号 基盤強化法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の22ページをご覧ください。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第6号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

議案書22ページの受付番号1番については、佐賀県農業公社にからの売渡案件であり、土地の所在、所有権の移転をする者の氏名、価額等は記載のとおりです。公社からの所有権移転の時期は令和元年6月を予定しております。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(9番 森田委員 挙手)

議長

9番 森田委員どうぞ。

9番 森田委員

9番の森田です。

これは、たぶん、公社からの売り渡しようけど、反あたり80万になつとるばつてん、結構高かとかやなかとね？

現状と…、今の土地の値段はどうなつとるかは、ようわかりませんが…。

議長

あの、この件についてはですね、私も一回公社に聞いたことがあるんですけど、今の現状で、実際その売買しよる金額と、ここに出てくるその金額が、やっぱりかけ離れてるんですよ。

公社あたりは、やっぱり、こういう土地をめっちゃくちゃ下げとうないけん、ある程度高い金額で買ってくれというようなことで、言うんですよ。

ただ、この受け人の方はですよ、〇〇をですよ、おそらく佐賀県一だと思います。

もうね、私が一番最初にですよ、この田んぼを受けられる前の面積、施設の状況で、〇〇だけでね、農協に聞いたら3千万以上ぐらいで、あの、アラですけどね。

今回この方がすることによって、おそらく5千万は超えると思いますよ。

従業員だけでも、結構あそこは、高齢者というか60歳以上の方とかですよ、女性の方とか、いっぱい採用してね、それからフィリピンの方も自分とこに宿泊させて、あの、経営をされています。

ですから、規模拡大をするために、やっぱり、その、隣接地に欲しいもんですからね、それである程度値段的に高くなっているのかもしれないですよ。価格自体については…。

議長

私からですいません。他には…。

(7番 樋口委員 挙手)

議長

7番 樋口委員どうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口です。

あの、先ほど4号議案で、同じ項目で、出てるんですね。 同じ方で、30万で。そして、今度公社のときには80万と…金額が出てるわけですよ。ですから、これは建前上の話ののでしょうか？

議 長

たぶん…いや、実際のところははっきりとはわからんけど、どうでしょうかね…

7番 樋口委員

でも、この議案書の中に2つあるわけですよ？ 同じ面積で、同じような土地を金額が違ってて…。

どっちが本当なのかっていう感じがするんですが…。

議 長

ええ、そうなんです、公社はその高い金額を言うんですよ。 このくらいで買ってくれないかみたいなことをです…。

7番 樋口委員

ですよええ…。

議 長

ええっと、よろしいですかね。

事務局は、何かありますか？ 金額のところは、本当のところは、私にもわからないから…。

あっ、樋口委員、まだありますか？

7番 樋口委員

私も、そこまで話を掘り下げるわけではありませんが、公社は建前上の話ってしか思えないんで、金額の見直しとか必要ですよえ…。

議 長

ええ、他にありませんか。

(8番 國部委員 挙手)

議長

はい、8番 國部委員どうぞ。

8番 國部委員

8番 國部です。

今、言われてたんですけど、農業委員会の中で、私たちは売買金額について、これは高いから安くせろとか、そういった指導はしてもいいもんなんですかね？

だったら、これを出てあったら承認するしかないわけですよ？

議長

これは、事務局の方は、決まり事とかあるんですかね？ この金額についての、今質問されたことについて…。

事務局

すいません。指導とかそこまでを求めてはおりません。

あの、4月の、第1回目の皆様のお集まりから、まあ、会長も自らおっしゃったんですけど、あっせん事業の金額は、事実的には、現状との金額とはかけ離れていると。

私共も、今までの委員さんにも言われてきたことでした。

ですが、県の事業ということに照らし合せるところ、県は…、公社はですね、あっせん事業については全県を一つの考えとしてやってあるので、どうしても地区によっては、もっと高い金額になっているところもあるということなんですけれども、その中で、私共も、近々の市町の取組みとかを考慮して、今年度検討しなければならないということをおっしゃっているところなんです。

確かに金額については、先ほどの3条申請については、お互い相対でのお話が成されたところで結ばれたところでした。金額的には圃場条件の関係もあっての、あのような金額でしょうけれども、公社事業の、このあっせん事業については、今のところこの80万が基準というようにところで運用させていただいております。

金額について云々というところは、農業委員会が標準単価などを示すことをやめるようになっておりますので、そういう観点から言うと、皆様方のご意見をいただきながら、本当に、現場に則したものに持っていかなくてはいけないのではないかと、重々思っております。

今日は、このようなお話しで申し訳ありませんが、皆様方の新しい意見をいただきながら、お気持ちを持っておられると感じておりますので、逆に、協議のときには、こちらからアドバイスをいただきたいと願うようなときがあると思っておりますので、その際はよろしくお願ひいたします。

(9番 森田委員 挙手)

議長

ええっと、森田委員何でしょうか？

9番 森田委員

あの、平野では80万とかまだあるかもしれませんが、山間地の脊振では、そんな金額でやりとりできるとは思えないんで…。高齢で、跡取りのおらんで耕作できんごとなないよいなっけん、事業を進めるのも大事かですけどね…。

何か、別に金額があったりするんですかね？

事務局

正直、脊振だからと別の基準額があるわけではありません。

ですので、ひよっとすれば、まあ、そういったのを含めてですね、今後検討せんばいかんとことだと思っております。

申し訳ないです。

(4番 野田委員 挙手)

議長

はい、4番 野田委員どうぞ。

4番 野田委員

4番の野田です。

地価っていうのはですね、誰だって高く売った方がいいと思うわけでしょうけどですね、私もですね、居住地が中山間地域なんですね。

やっぱり田んぼも畑も全然安いんですよ。これは宅地とも一緒だと思うんですよ。その立地によって違う。

だから、どこが高い、安いってのは絶対発生するはずですね。

それをどうこうというのも、かなり難しいことだと思います。

私は、そう思っています。 はい。

(5番 八谷委員 挙手)

議長

5番 八谷委員どうぞ。

5番 八谷委員

よかですか。5番の八谷です。

私も、ちょっと勉強不足でわからないんですけど、この農業公社を通して売り買いしたら、その特別なメリットというのがあるのかなと。そこらへんを、まあ、ある程度説明していただければ、もし今後売り買い等のあった場合、こういったのがありますよと、私たちが説明し易いのかなあとしますので、よかったらその辺を、後日でも結構ですので、何か参考になるようなものがあればお願いしたいと思います。

なんか、税金関係とかメリットで、税控除があると聞いてはいるんで、それである程度金額が高くなってんじゃないかとなってるように聞いたんですが…。

議長

そう、私もそんなことを聞いたんですが。事務局より説明できますか？

事務局

お答えします。

あの、メリットとしては、先ほどおっしゃっていた税控除があるってことですね。

特に売り手さん、所有者さんは金額を受ける方になるので、当然所得税等が発生してくるんですけど、そこに800万円の控除が適用されて、申告をすることによって800万円までの課税が免除されるという形になりますし、受け手の方については、登録免許税が優遇させるような形になってきます。

あと、もう一つ上げるとすれば、登記も全部公社がやってくれるので。

登記の手数料等は、もちろん公社の手数料は取られます。1%程度とかですね。

それに加えて登録免許税等もあるということになってきます。

議長

これは、事務局にちょっと私からお伺いします。

あの、さっきの話のように土地を売買したときにですね、認定農業者とか新規就農者とか、そういった方に対しての恩恵もあるわけでしょう？

事務局

基本的に認定農業者の方に対して、優良農地を集積するという考え方の事業になっているんですけども、まあ、特段、認定農業者だからといって、何か特別に違うというようなことは、あまり無いかなあと…。

議 長

そういう方に対しての売買については、税免についての恩恵はないですか？

事務局

ええ、公社を通せば全ての方に…。

議 長

公社を通せばいいの？

事務局

ええ…、ですね。 認定農業者じゃないからって行って800万の控除が無いとか、そういうことはないです。 ただ、農地が農振農用地じゃないといけないとか、そういった他にも条件はありますけども…。

今日、聞かれたことも含めて、説明できる資料を委員の皆様を示すようにしたいと思います。

議 長

そうですね。

他にありませんか。

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権設定関係の受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第7号 基盤強化法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第7号をご覧ください。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

1ページの総括表について、事務局の説明をお願いします。

事務局

【議案第7号、議案書の総括表を基に説明】

議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表、利用権設定関係

神埼町 新規3件、再設定17件、計20件

内訳は、田92筆 95, 268㎡、畑1筆 55㎡、計93筆 95, 323㎡

千代田町 新規9件、再設定9件、計18件

内訳は、田48筆 113, 950.63㎡

脊振町 新規1件、計1件

内訳は、田2筆 3, 698㎡

神埼市 合計39件

内訳は、田142筆 212, 916.63㎡、畑1筆 55㎡、計143筆 212, 971.63㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の番号1番から3番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第7号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の2ページの神埼町 新規1番から3番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、内訳は田7筆 4, 736㎡、畑1筆 55㎡、計8筆 4, 791㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町、新規分の番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページから4ページの、農用地利用集積計画、神埼町、再設定の番号1番から17番までについて審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第7号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の3ページの神埼町 再設定1番から4ページ17番の申し出について説明します。

設定する内容は、田85筆 90, 532㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町、再設定の番号1番から17番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、5ページから6ページの、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号1番から9番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第7号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の5ページの千代田町 新規1番から6ページ9番の申し出について説明します。

設定する内容は、田25筆 58, 638㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号1番から9番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、7ページの、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の番号1番から9番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第7号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の7ページの千代田町 再設定1番から9番の申し出について説明します。
設定する内容は、田23筆 55, 312.63㎡となっております。
その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(8番 國部委員 挙手)

議 長

はい、8番 國部委員どうぞ。

8番 國部委員

8番 國部ですけれども、あの、この賃貸借の期間ですね、公社の場合（農地中間管理事業）は10年ということで設定されているんですけれども、公社以外の、まあ、認定農業者や各個人の場合は、2年とか4年とか、いろいろばらつきがあるんですね。それは、借りる人の年齢で、ちょっと、あなたはダメだから、このくらいで止めとこうとか、そういった感じであるのか、農業委員会自体が指導してこのくらいで治めているのか、その辺をお聞きしたいなあと思いました。

事務局

特に農業委員会から何年や、あなたはいくつなので何年にしてくださいとか、そのような指導等は特にしておりません。

受け手の方と出し手の方、この方々双方の同意により、あの、この申し出をさせていただいている状態ですので、そのような設定になっております。

8番 國部委員

まあ、あの、2年とか4年とかは期間が短いからですね、こっちも仕事増えますので、双方合意の上ならば、なるべくなら5年以上にしてもらった方がいいんじゃないかなと、審議件数も少なく済むんじゃないかと、まあ、そこら辺の相談があったなら、そうしてもらった方がいいのではないかと…。

事務局

まあ、ちょっと、なかなか難しいところもあるんじゃないかと思うんですけども、

そうですね、でも…。

8番 國部委員

受付するときに、期間を書いちゃ無かったりするんじゃないですか？ 中には。期間を決めきらんって方もいるでしょう？

そんないば、受ける方としては、そんな時に、期間はこんぐらいにしてもらった方がいいんじゃないでしょうか？って言えるんじゃないかなって。

事務局

そうですね。何年か決められてない方や、どうしたらいいかわからないっていう方っていうのは、もちろんいらっしゃいますので、そういった時は、まあ、5年とか10年が多いですよって、そういったアドバイスはさせていただいております。

以上です。

12番 真島委員

公社の農地中間管理事業は、公社の方で基準か指導とかするんですよ。

議長

そうですかね。

その一、農業委員会としてはですね、相対で話をする中でですね、何年かにしなさいよと決定づけるようなことはできないと思うんですよ。あくまで、貸し借りの相対の中で話をしていく訳ですから。

8番 國部委員

まあ、4、5年ってところですかね。

議長

そうですね、聞かれたときにですよ。その程度しか言えないと思うんですよ。

事務局

あの、おそらく公社の方もですよ、賃借料の設定については、基準とかも設けられていないですし、期間についても、特に法人さんとかが今回もいっぱい出ているんですけど、法人さんの中での取決めで、あくまで法人さんからの申し出とか、そういったところで決定しているとのことでした。

(7番 樋口委員 挙手)

7番 樋口委員

7番の樋口ですけど、よろしいでしょうか？

議 長

はい、どうぞ。

7番 樋口委員

あの、公社の場合はですね、えー、我々、私のおります法人の場合はですね、最初10年で契約したんですね。で、後から追加設定する分を10年とするとですね、我々が10年後に、またずれずれでずーと契約せんばいかんごとなるわけですね。

ですから、最初に契約したやつに合せて、例えば1年後だったら9年間、そういう契約の仕方を決めて、そして契約してもらっているんですね。だから、それは流動性があるっていうことですね。

それと、農業委員会での利用権設定の場合は、2年くらい前までは、MAX5年って言われていたんですね。で、今は10年になったみたいですよ…、なるんですね？

要は、私共の場合は、農業委員会とやってるのは5年でさせていただいて、また、後にずれずれで、1年後に入ってきたりしてるんで、それは、最初の5年に合せてもらって、4年何ヶ月という風なやり方でさせていただいている。

だから、これに関してはですね、契約する側の意向っちゅうのが、かなり入ってきているっていうのがあります。ですから、農業委員会には迷惑をかけていると思うんですけど、そういうやり方でやっているということをご理解していただければと思います。

議 長

はい、貴重な意見をありがとうございました。

えー、他にないでしょうかね。

(異議なしの声あり)

議 長

はい。

無ければ、異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の番号1番から9番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、8ページの、農用地利用集積計画、脊振町、新規分の番号1番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第7号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の8ページの、脊振町 新規1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田2筆 3, 698㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

無いでしょうか。ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、脊振町、新規分の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

(農政水産課入室)

(農振除外申請事前審査関係)

議 長

次に、別冊の議案第8号をご覧ください。

議案第8号、農振除外申請に伴う事前審査について議題とします。

1ページの総括表の、番号1番から6番までを一括して審議します。

農政水産課に説明を求めます。

農政水産課

【議案第8号、議案書を基に説明】

農政水産課の山田と申します。

議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

座って説明させていただきます。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

千代田町1件、神埼町4件、脊振町1件の計6件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、千代田町 境原・姉地区の〇〇として、田2筆で 面積316㎡となっております。

2番は、神埼町 城原地区の〇〇として、畑1筆で 面積652㎡となっております。

3番は、神埼町 志波屋地区の〇〇として、畑1筆で 面積637㎡となっております。

4番は、神埼町 尾崎地区の〇〇として、畑1筆で 面積611㎡となっております。

5番は、神埼町 本告牟田地区の〇〇として、田1筆で 面積443.55㎡となっております。

6番は、脊振町 服巻地区の〇〇として、田1筆で 面積4㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員 挙手)

議 長

12番 真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番の真島ですけど、この様式、総括表の、申請者は、あくまでも土地の所有者ってことじゃないですよね？ 結局、あの一、脊振町の、業者が申請人になっていますので、ここが所有者じゃないと思いますので、この申請人と所有者は違うということですね？

農政水産課

回答させていただきます。

おっしゃるとおりでございます。申請人は必ずしも地権者とは限りません。ただ氏申請の際は、地権者の同意を必ず得ることとなっております。

ですので、ご指摘の6番脊振町服巻の、業者が申請人となっております案件ですけれども、こちらについては、地権者さんの同意を得た形での申請となっております。

12番 真島委員

はい、ありがとうございました。

議 長

よろしいですかね。他にご質問などありませんか。

案件がいっぱいあるので、少し時間があるんじゃないでしょうかね。

(少々時間を取る)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、異議なしと認め、質疑を終了します。

(審査採決)

議 長

議案第8号、農振除外申請に伴う事前審査について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定し、市に回答します。

議 長

以上で、議案第8号、農振除外申請に伴う事前審査を終わります。

農政水産課の担当者さん、お疲れさまでした。

(農政水産課退室)

(農業委員会事務の実施状況等の公表関係)

議 長

次に、別冊の議案第9号 農業委員会事務の実施状況等の公表について議題とします。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)と、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価とについて、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第9号、議案書を基に説明】

議案第9号 農業委員会事務の実施状況等の公表について説明します。

農業委員会等に関する法律及び法律施行規則により、農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進状況や、その他農業委員会の事務の実施状況を公表するとされておりますので、平成30年度の活動の点検・評価及び令和元年度の活動計画を取りまとめ、総会において承認を求めるものであります。

今一度お目通しいただき、ご意見などありましたらお願いします。

なお、ご承認いただいた後は、速やかに神埼市のホームページなどで公表し、佐賀県を經由して農政局に報告いたします。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(12番真島委員挙手)

12番真島委員

あの、議案書を見ただけでは理解しにくいので、他の委員さんも了解していただけるのなら、もう少し時間を使って説明してもらえませんか。

(他の委員より同意の声あり)

議 長

では、事務局より追加説明をお願いします。

事務局

【議案第9号、追加説明】

まず、議案書のページを先にめくっていただきまして、別紙様式2号の平成30年度の活動の点検・評価について説明します。

1 ページの耕地面積や農家戸数等は、農林業センサス等の統計数値です。

次に、2 ページの担い手への農地の利用集積等についてですが、担い手等とは、認定農業者や農事組合法人、集落営農組織の特定作業受委託組織等となります。

前年度の実績2,608haから30年度は2,705haとなり、集積率が87.5%と向上しております。

今後も、地域の話合いに委員が積極的に参加していただき、話合いの活発化を促していただきます。

次に、3 ページの新規参入者の促進についてですが、参入者の把握実績は10経営体で、市の農政課やJA、農林事務所、普及センターと協力して、相談会や営農指導会が開催されおり、新規就農者の把握や情報共有が行われております。

親元就農以外の新規就農者の農地の取得は、最初からは厳しいですので、農業委員会は、利用権設定を推進し、特に施設園芸就農者が多いので、その対応を関係機関と連携して行っております。

4 ページの遊休農地対策についてですが、毎年7月から8月にかけて、委員の活動班により現地確認を行っていただいておりますが、対象となる遊休農地は前年度52.5haから、30年度は1ha減の51.5haとなっております。

これは、新規発生及び耕作再開等の解消があった上での数値ですが、農地への復旧が困難だとして荒廃農地と判断した農地もございますので、今後も活用していく農地を明確にして、優良農地の確保に努めたいと思っております。

また、5ページの違反転用につきましては、0.2haとありますが、一時転用の未復元農地の1筆がありまして、現在、是正指導を継続中であります。

違反転用は、もちろん無いことが良いのですが、届出がなされずに農業用施設等として使っているところもございますので、日頃の農地パトロール等で、どうだろうか？と思われる場所がありましたら、事務局に情報をお願いします。

以上の、30年度の活動の点検・評価を踏まえまして、ページを戻りますが、別紙様式1の元年度の目標と活動計画を立てさせていただいております。

活動計画において、担い手への農地の利用集積や遊休農地の解消は、それぞれ30年度より1%程度の向上を目標とさせていただきました。

これにつきましては、委員の皆様のご協力とご活躍により達成したいと思っておりますので、推進委員さんと定期的に情報交換していただき、地域内の現地活動に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

説明が終わりました。よろしいですか。

12番真島委員

どうもありがとうございました。

ところで、1年で何丁くらい耕地面積が減つとるかな？ 13丁くらいかな？

何か理由があつとかな？

委員の見回り調査で荒廃農地とした分があっけんかな？

議 長

はい、事務局で説明できますか。

事務局

お答えします。

あのですね、どのページを見てもらった方がよかとかなあ…。

はい、数字の違いを申し上げます。

この数値の基本となる「耕地面積」というものは、えーと、国の作付面積統計とかいうものが根拠となっております、これが毎年、だいたい神崎市で言うと、近年約

30haずつ減っていきまして、今年は10ha前年度から減っており、昨年が3,100haなんですけども、今年が3,090haというのが基準となっております。

その3,090haに、遊休農地の…、その一、解消しなければいけないっていう分の面積を足さないといけないことになっておりますので、それが前年度から3haほど減っていますので、合せて13haほど減少したことになります。

えーと、国の作付面積統計については、市の農政課も、農業委員会も報告していない数値なので、どのような経緯で上がっているのかわからないんです。たぶん、毎年行われている何かの統計から国が捉えている数値だと思いますし、私共も、公表されてからわかる代物ですので…。

それと、真島委員さんが心配されていたように、耕作する面積が年々減っているのは事実じゃないのかなと思いますし、それについては高齢化とか後継者不在、鳥獣害等が原因だと思いますし、そういった農地をできるだけ法人や担い手さんにつなげていく活動が求められているところであります。

議長

他にありませんか。

(11番 田淵委員 挙手)

議長

11番 田淵委員どうぞ。

11番 田淵委員

田淵ですけども、「違反転用への適正な対応」というところでですけど、個人的にですよ、違反転用したときの罰則とかあつとですかね？

事務局

お答えします。

農地法にはですね、刑事罰等規定がございます。ですが、今行っている、この是正指導は、それに向かわないように、県の農山漁村課の担当と協議して、違反転用対応マニュアルというものが決められておりまして、それに基づき是正指導から始めているところであります。

基本的には、原因者に原形復旧させるということで、今やっておるところですけども、それがかなわなかったり、その後の県の指導にも従うことができなかったときには、行政代執行とあって、行政が原形復旧の工事を行って、原因者側に執行代を請求するとか、土地を収用して競売等にかかることになるとか、様々な措置があるわけですけども、そうならないように、何とか相手と協議を重ねながらやっているところで

あります。

先日、農地法三段表を皆様にお配りしましたが、農地法の第51条に「違反転用に
対する処分」がありますので、ご覧になってください。

議 長

他に質疑ありませんかね。

(なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決に入ります。

議案第9号、農業委員会事務の実施状況等の公表について、原案のとおり承認する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定し、公表することを県に報告しま
す。

(報告第1号 農地法第18条第6項による通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告します。

報告書の1ページから8ページの、受付番号1番から22番について、事務局の報
告を求めます。

事務局

【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。
農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知し
なければならないとなっていますので、受理したものを報告します。

1ページから8ページまでに記載の受付番号1番から22番につきましては、農業
経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、何かご質問ありませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。 よろしいですかね。

(無しの声あり)

議 長

無いようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和元年 第6回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

11時10分 閉 会